

田中清玄の聴取書及び上申書について

著者	小栗 勝也
雑誌名	静岡理工科大学紀要
巻	27
ページ	33-40
発行年	2019-08-30
URL	http://id.nii.ac.jp/1617/00000248/

田中清玄の聴取書及び上申書について

On the Investigation Records and the Protest Statement of TANAKA Kiyoharu

小栗 勝也*

Katsuya OGURI

1. はじめに

田中清玄は昭和 4～5 年に日本共産党の委員長を務めた人物である。治安維持法により共産主義の実行運動は取り締まり対象となっていたが、田中の時代の共産党は警察による逮捕から逃れるために拳銃等で武装していたため、後に「武装共産党」と呼ばれるようになった。

筆者は大学の卒業論文、大学院の修士論文で田中清玄をテーマとし、その後、田中に関する公刊論文を 3 つ発表している。その際に筆者は、警視庁による田中への取調べ聴取書及び田中自身が書いた上申書の 2 種類の未公刊資料を資料として用いたが、2 つの論文では重要な論拠として、それらを活用している。田中に関するこれらの未公刊資料を用いて、筆者が指摘したような論拠を示したのは初めてのことであり、今日においても田中清玄と彼の時代の日本共産党に関する研究では、30 年も前のものでありながら、拙稿はトップレベルのものであると自負している。その後に類似の研究が現れていないからである。

しかしながら、筆者の論文は注目されることなく、無視され続けてきた。例えば田中の転向は母親の自殺に影響されて生じたものではない、と田中の転向に関する論文で筆者は指摘したが、その後に出版された雑誌や単行本等で、田中は母親の自殺を知って転向したとする旧来からの間違った情報が相変わらず書き続けられた。それらを目にする度に、筆者の指摘は全く認知されていないことを思い知らされてきた。物を書いて世渡りしている人たちは、学術論文まで丹念に調査する訳ではないことがよく分かった。或は、思想的に筆者と対極に位置するような人から見れば、筆者の論文など参考する必要はないと頭から決め付ける人があっても不思議はないと思っていた。それゆえ特に悲観もしなかった。

最近になってようやく後藤美緒氏が、小栗が書いた田中清玄の論文は丁寧に調査して詳しくまとめられていると評価して下さったが、筆者の知る限りでは、それが田

中清玄関係の拙論に対する唯一の具体的反応である⁽¹⁾。

さて、上述の通り、田中清玄に関する筆者の論文では、未公刊資料からの情報が重要な役割を果たしているが、それらの出典に関して、論文中での表記をもう少し親切に記しておくべきだったと、最近になって反省する機会があった。

筆者は田中清玄の研究から離れて既に相当の時間が経っている。現在は、今の袋井市の一部にあたる久津部村に明治初期に作られた当該地域初の小学校である用行義塾に関する研究を行っている。その研究に関連して、目下、某文献中に記された記録が正しいか否かを検証する作業を行っており、それは成果がまとまり次第、公表する予定である。この作業を通して筆者が苦しめられたのは、某文献中で使用されている参考資料の表記が不適切なため、再検証のために記載されている資料を探そうとしても見つからないことが多々あったことである。表記の不適切さの理由は、文献をまとめた研究者の記録の仕方が杜撰であったためである。

その再検証作業の中で、自身の過去の研究論文についても想起することがあった。すなわち、田中清玄に関する論文中の未公刊資料の表記について、もう少し親切に記しておいた方が、後の研究者が再検証し易いはずだと思いがあつた。人の振り見て我が振り直せ、である。本稿（研究ノート）は、自身の論文中の資料表記を、より親切なものに改めることを目的として、自戒を込めて記すものである。

2. 筆者の論文における資料の表記

筆者の過去の研究で、使用した資料の表記が親切でなかったと自認するものは、かつて田中清玄に関して記した研究論文中の 2 種類の未公刊資料についてである。田中清玄自身が警察の取り調べで供述した内容を記録した聴取書と、一審判決を不服として控訴する際に書いた田中の上申書がそれである。

2019年6月20日受理

* 情報学部 情報デザイン学科

表1 拙稿中における田中清玄の未公開資料名の表記（各資料の初出の記録のみ）

論文の表題	左の論文中の掲載頁	左に於ける未公開資料の表記	『帝大新人会研究』収録論文の掲載頁	左に於ける未公開資料の表記
①「田中清玄と武装共産党」	582 頁	「田中清玄聴取書」（第一回）	355 頁	「田中清玄聴取書（第一回）」（京都大学人文科学研究所蔵、以下の田中聴取書も同じ）
	591 頁	「田中清玄第二回聴取書」	364 頁	「田中清玄第二回聴取書」
	593 頁	「田中清玄第五回聴取書」、 「田中清玄第六回聴取書」	367 頁	「田中清玄第五回聴取書」、「田中清玄第六回聴取書」
	601 頁	「田中清玄第七回聴取書」	375 頁	「田中清玄第七回聴取書」
②「共産主義者の転向に関する一考察」	109 頁	田中清玄「控訴理由に就て」（昭和九年九月二十二日付）	397 頁	田中清玄「控訴理由に就て」（昭和九年九月二十二日付）（日本大学宮城文庫蔵）
③「日本共産党党史の記述に関する考察」	222 頁	「田中清玄第五回聴取書」		

これらの未公開資料を用いて筆者が執筆した公表論文は、以下の3本である。

- ①小栗勝也「田中清玄と武装共産党」（中村勝範編著『近代日本政治の諸相 一時代による展開と考察一』、慶應通信、平成元年5月31日、所収。筆者の修士論文をリライトしたもの）
- ②小栗勝也「共産主義者の転向に関する一考察 一田中清玄における転向一」（慶應義塾大学法学研究会編集・発行『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』第30号、平成元年11月15日、所収）
- ③小栗勝也「日本共産党党史の記述に関する考察 一武装共産党時代一」（慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会編集・発行『法学政治学論究』第9号、1991年6月15日、所収）

なお、①②は後に一部を加筆修正して、中村勝範編『帝大新人会研究』（慶應義塾大学法学研究会叢書67、慶應義塾大学法学研究会刊、慶應義塾大学出版会発売、平成9年5月20日）に収録された。

これらの論文の中で、未公開資料である田中の聴取書と上申書について、筆者が記した書誌情報は表1に示す通りである。この表記は、筆者の論文以前に存在した先行研究の中で使われていたものを準用したもので、それだけで筆者は実際の資料に辿りついているので、このままでも通用するものではある。しかしながら後述するように、この情報から所蔵場所を探すには幾つもの資料を総合する必要があり、やや面倒である。

そこで、後の『帝大新人会研究』に拙稿が収録されるに際して、資料の所蔵場所を追記することにした。これも表1で示す通りである。初出論文よりは親切な対応をしたことになる。しかし、これでも親切とは言えない場合があることを最近になって知った。そのために、この稿を残そうと思った次第である。

以下、先行研究の記述から筆者が田中の未公開資料の存在を知った契機と、そこから実物を入手するまでの経

緯、更に表1の表記よりも情報を追加する方が親切であることの理由、の順で説明したい。

3. 未公開資料を入手するまでの経緯

筆者が田中の未公開資料の存在を知ったのは、先行研究の中で、それらに言及するものが幾つか存在したからである。

(1) 田中清玄の聴取書と上申書の存在を筆者が初めて知ったのは、小森恵『社会運動・思想関係資料案内』（1986年5月15日、三一書房）の282頁に、「○田中清玄聴取書〔昭和五年一〇月於特高課、一四二枚〕、上申書（日、一三六）」と書かれているのを見た時である。

このうち上申書に付されている「（日、一三六）」については、同書274頁の解説文の中に「（ ）内の「日」は、目録中の宮城実（三・一五、四・一六、一審裁判長）文庫のうち調書資料番号を附した被告者カードよりメモしてまとめたもの」とあるので、田中清玄の上申書は宮城実文庫に収蔵されていることが分かる。宮城実文庫が何であるかについては、同書309頁に、「○宮城文庫一調書被告名索引（日本大学総合図書館所蔵カード目録）／【／は改行を示し、筆者が追記したもの…小栗注】※三・一五、四・一六事件関係第一審裁判長手許資料、主として調書を被告人名から眺めたもの」と書かれており、更に同書352頁に、「(3) 日本大学総合図書館（宮城文庫一調書被告名索引カード目録）」とあるので、日本大学総合図書館内にある文庫であると分かる。

しかし、田中清玄の聴取書については、それがどこにあるのかに関しては同書では何も記されていない。後述するように別の資料から、それが京都大学人文科学研究所にあることが判明したが、小森の同書では、小森が利用した目録等を作成した機関を紹介する項目（351頁以下の「八、資料の所在について」参照）の中に、京都大学人文科学研究所も京都大学の名も記されていない。小

森は田中清玄の聴取書・一四二枚の存在をどのように知ったのであろうか。筆者には謎のままである。

(2) 次に、齋藤勇『日本共産主義青年運動史』(1980年8月15日、三一書房)には、

- ・「田中清玄警視庁聴取書」(109頁)、
- ・「田中聴取書」(161頁他)、
- ・「佐野・田中各「聴取書」」(162頁)(佐野は武装共産党時代に田中と共に党中央部にあった佐野博のことである…小栗注。)
- ・「田中清玄聴取書」(巻末からの横書き部分の頁数で28頁。「参考文献」中の表記。但し、これより上にある「佐野博警視庁聴取書」の所で「(以下聴取書)」と記されているので、ここでの「田中清玄聴取書」は「田中清玄警視庁聴取書」と解釈できる。また右端に「ㄱ」が記されているが、これは上部資料に記された「(未公刊)」の表記と同じであることを示している。)

などの資料名で、田中清玄の「聴取書」を齋藤氏が研究資料として用いたことが注記の中で記されている。共通するのは、「聴取書」の3文字のみで、他は微妙に異なるが、いずれも田中清玄の「聴取書」であることは間違いない。

なお、同書では田中清玄以外の人物に関する「聴取書」(未公刊)も多数使用されている。それは巻末の文献資料を見れば一目瞭然である。しかしながら田中清玄の聴取書を含め、それらの聴取書を著者の齋藤氏がどこで見ただのかについては、文献単位で記されることはなかった。研究者自身が参考にした文献について、それがどこに所蔵されているかという情報まで記さないのは、当時の類書の中では一般的であったし、今も同じである。公刊文献ならそれでもよいが、しかし未公刊資料の場合は、これでは入手に困難を来すことになる。

ただ齋藤氏は、同書の冒頭に置いた「はしがき」の中で、多数にのぼる未公刊資料については「法政大学大原社会問題研究所および京都大学人文科学研究所のものを活用」と記している。大原社会問題研究所は筆者もよく知っている。法政大学が多摩丘陵に移った際、同研究所もそこに移転したが、それより前の時代、飯田橋にあった頃から筆者は何度も訪れ、そこで資料を見ていた。多摩にも行っている。そのため、当然のことながら田中清玄の聴取書がそこに保存されていないかについても目録カード等から隈なく調査している。しかし、それらしきものは見出せなかった。ならば残るは京都大学人文科学研究所ということになる。以上のことから田中清玄の聴取書がそこにあるのではないかという想像はできていた。

(3) 次に、運動史研究会編『運動史研究・第1巻』(1978年2月、三一書房)所収の伊藤晃「日本共産党分派「多数派」について」の中で、伊藤氏が使用した参考資料の1つとして「田中清玄警察聴取書(京都大学人文科学研究所所蔵)」と明記されている(31頁)ことを知った。

ここでの資料名は聴取書の前に「警察」の文字が入っており、前述の齋藤氏が記す「警視庁」聴取書とは微妙に異なる。それでも、田中の聴取書が京都大学人文科学研究所に所蔵されていることが、ここから確定できる。先の想像は正しかった。

以上の先行文献の記述を総合して、田中清玄の聴取書は京都大学人文科学研究所にあることが分かった。そこで、大学院生(修士課程1年)であった当時の筆者は、是非とも実物のコピーを入手して内容を見たいと考え、慶應義塾大学新図書館・三田情報センターのレファレンスに相談に行った。対応してくれたのは女性職員の石黒さんである。数日後、予想通り、それが存在すること、及びコピーの入手も可能であることが分かったので、早速全部をコピーで届けてもらうよう手配をお願いした。大学図書館相互で文献資料を複製して届けるサービス(実費は利用者が負担)は当時からあったので、それを利用した訳である。このようにして筆者は京都大学に行かなくても田中の聴取書全文を慶應義塾大学新図書館のカウンターから入手することができた。入手したのは1987(昭和62)年10月1日のことである。ちなみに、田中の聴取書はこの時のコピーで入手したのみで、その実物(それが収録されている資料の実物)については、筆者は今日に至るまで一度も見ることがない。

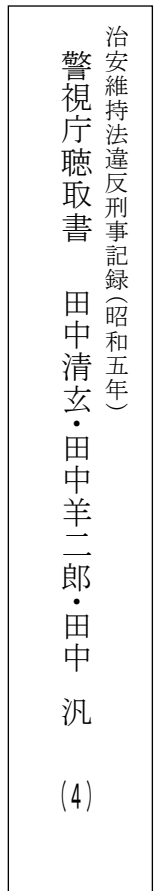
4. 田中清玄の聴取書について

図1 背表紙

筆者に届いたコピーは、クロス張り製本された冊子体の背文字部分のコピー1枚と、田中の聴取書本体を見開きで1枚ずつ複製したものが143枚で、合わせて計144枚あった。すべてB4版の大きさである。それを見ると、田中の聴取書はB4版の用紙が袋綴じにされた冊子体の一部として収録されていることが分かる。書かれている文字はすべて謄写版印刷による手書き文字である。

このうち、背表紙部分の表記のみは活字で、図1に示す通りである。この部分のコピーが同封されていたので、田中の聴取書は、他の2名のそれと合わせて製本され、1冊の資料になっていることを初めて知った。先方の図書館側の親切のお陰である。このコピーを見るまで、そのことさえ筆者には分からなかった。先行資料では、この点について何も記されていないからである。

聴取書の本体部分の内容は、表2に示す通り、全部で10個のパーツから構成されていた。このうち「便宜番号」は、こ



の表のために筆者が付したものである。

元の資料はB4版1枚(1丁)の謄写版印刷で作られており、それが袋綴じで製本されている。袋綴じにすると山折部分にあたる箇所、例えば「田中二ノ一」のように1丁ごとの記号と番号が全てに付されていた。表2中の「丁数」は、その番号から筆者が数えた枚数の結果を付した。袋綴じに製本されている資料を、元の1枚ものの文書に広げた時の1枚が1丁の文書になる。なお、表中の他の部分は、該当部分を資料そのものから書き写した文言である。

10番目の部分は聴取書ではなく、聴取した内容から必要な事項を箇条書きにまとめたメモのような資料である。しかも最後の1丁分のみは横書きになっている。従って、聴取書それ自体としては9回分の記録が含まれていることになる。

また、この調書は最後の署名部分も含め全て同じ筆跡であり、更に、内容を読み聞かせた上で相違ないことを田中に確認させ、署名と拇印をさせたと末尾に記されているが、この資料には拇印はない。つまり、この記録全体は聴取書の実物ではなく、それを誰かが筆写したものであることになる。

以上が、聴取書本体の全体像で、これら全てを合わせると全部で142丁の分量となる。

しかしながら、筆者が入手した聴取書本体部分のコピ

ーは1枚多い143枚である。1枚多くなる理由は、図2に示すように、資料が袋綴じになっている冊子体であり、それを見開きの状態で1枚ずつコピーしているため、本来の1丁分は常にコピー2枚に亘って写ることとなるからである。それゆえ最初の1枚目のコピーの右側部分と、最後のコピーの左側部分には、聴取書本体とは関係のない別の物が写りこんでしまう。このような場合、全部で142丁ある袋綴じの資料を全て複写するには143枚のコピーが必要となる訳である。

なお比較的最近になって、他の研究者が田中清玄の聴取書142枚を手に入れたと記す文献⁽²⁾に出会うことがあったが、曖昧な書き方をしていると感じた。なぜなら、142枚を入手したという文言は、実質142枚分の資料を143枚のコピーで入手したということなのか、コピーではなく142枚分の実物を入手したということなのか、或いは143枚のコピーで入手したものを142枚分の実物の形に戻したもののなのか、幾つもの解釈が出来てしまうからである。また、仮に筆者が入手したものと同様に143枚コピーしなければ全部を複写できない資料である場合には、手元にあるコピーの枚数が142枚ということならば、どこか1枚が欠落していることになってしまう。筆者は実物を知っているので、単に142枚と表記されることを奇異に感じる訳である。もっとも、筆者は知らないけれども京都大学に保存されている資料とは別に田中の

表2 田中清玄の聴取書の構成内容

便宜番号	内容(該当部分1枚目冒頭1行目と2行目の文字)	丁数(B4版)	末尾の日付	末尾の署名1	末尾の署名2
1	聴取書 本籍北海道…(以下略)	11	昭和五年一〇月二十二日	於警視庁総監官房特別高等課 右陳述人 田中清玄	総監官房特別高等課勤務 司法警察官 警視庁警部 庵谷治家
2	第二回聴取書 田中清玄	16	昭和五年一〇月二十五日	警視庁総監官房特別高等課ニ 於テ 右陳述人 田中清玄	警視庁総監官房特別高等課勤務 司法警察官 警部 庵谷治家
3	第参回聴取書 田中清玄	19	昭和五年一〇月二十八日	於 警視庁総監官房特別高等課 右 陳述人 田中清玄	警視庁総監官房特別高等課勤務 司法警察官 警部 庵谷治家
4	第四回聴取書 田中清玄	17	昭和五年十月三十日	於警視庁総監官房特別高等課 右陳述人 田中清玄	同課勤務司法警察官警視庁警部 庵谷治家
5	第五回聴取書 田中清玄	21	昭和五年十一月一日	於警視庁総監官房特別高等課 右 陳述人 田中清玄	警視庁総監官房特別高等課勤務 司法警察官 警部 庵谷治家
6	第六回聴取書 田中清玄	20	昭和五年十一月六日	於警視庁総監官房特別高等課 右陳述人 田中清玄	同課勤務 司法警察官警部 庵谷治家
7	第七回聴取書 田中清玄	22	昭和五年十一月八日	於警視庁総監官房特別高等課 右陳述人 田中清玄	同課勤務司法警察官 警部 庵谷治家
8	第八回聴取書 田中清玄	6	昭和五年十一月十五日	於警視庁総監官房特別高等課 右陳述人 田中清玄	同課勤務 司法警察官 警部 庵谷治家
9	第九回聴取書 田中清玄	2	昭和五年十一月十五日	於警視庁総監官房特別高等課 右陳述人 田中清玄	同課勤務 司法警察官 警視庁警部 庵谷治家
10	(中央委員会(七月十日)議事) 七月十日	8	(記載なし)	(記載なし)	(記載なし)
		計 142			

聴取書が存在しており、袋綴じにされていない状態になっていれば、コピーでも 142 枚となるので、142 枚の表記で正しい場合もあり得る。それが、筆者が入手した京都大学のもと同じか別物であるかは、実物を見ていない筆者には判定のしようはないが、もし、筆者と同じ京都大学のものであるならば、田中の聴取書本体の 1 枚目に「京都大学」の文字と資料番号らしき数字が捺印されているので、すぐに判別することができる。果たして、別の研究者が得たという 142 枚の田中聴取書には、京都大学の刻印があるのだろうか。

ところで、田中の聴取書の実物には、冒頭の見出し部分に共通する文字は「聴取書」の 3 文字のみで、既存文献や筆者の論文で示した「田中清玄聴取書」のような表記はどこにもない。「田中清玄聴取書」という表記は「田

中清玄」の「聴取書」という意味で、研究者が便宜的に用いた呼称にすぎないのである。筆者も先行研究の表記に従って、そのような記し方で表記したが、それは資料名としては正確とは言えない。

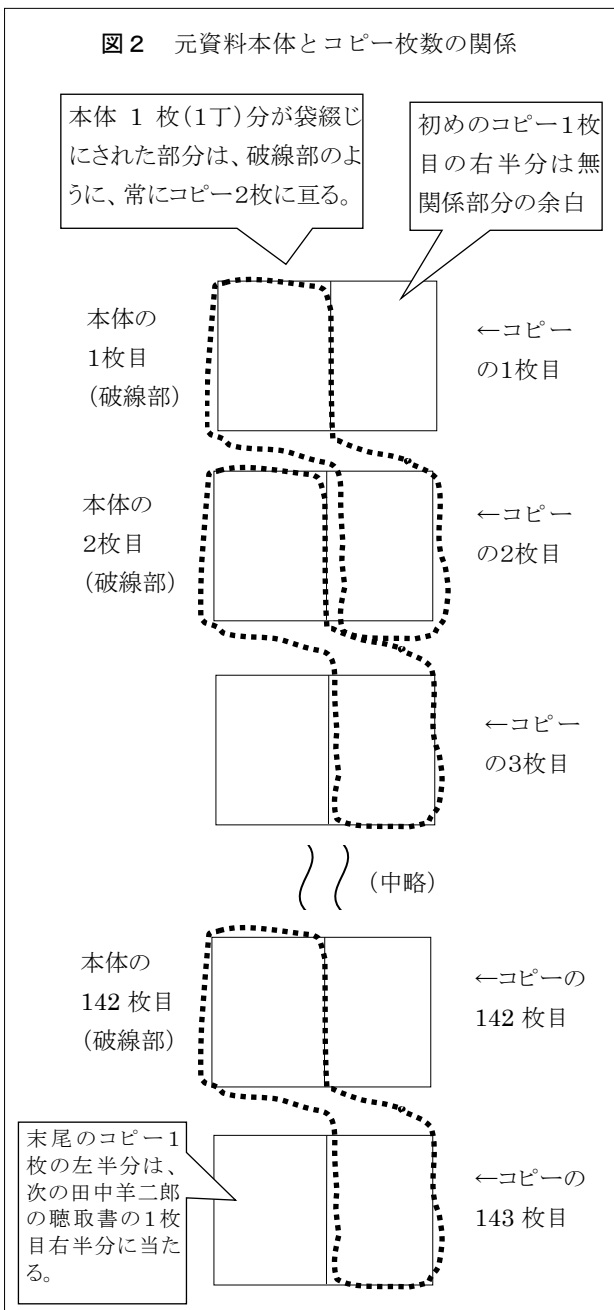
しかしながら、例えば「第二回聴取書（陳述人・田中清玄、昭和 5 年 10 月 25 日、於：特高課）」のように、より実物の資料に忠実な記し方にしてもよいのだが、表記が長くなるだけである。そこで、これを短縮して「第二回聴取書（田中清玄）」とするならば、筆者の論文及びそれよりも前に発表されていた先行研究中における「田中清玄第二回聴取書」の表記と大差がない。そのため本来は、本稿のように、原資料の表記と、論文等で用いる便宜的な表記の関係を明確に記した上で、後は便宜的な表記で通用させればよいのだが、当時の筆者にはそこまでの配慮ができていなかった。

しかしながら、それでもなお、困る場合があることに最近になって気付いた。インターネットとデータベースが発展し、図書館の蔵書もそれで検索されるのが普通になった今日において、各図書館の検索機能を用いて調べても、なぜか「田中清玄聴取書」は 1 件もヒットしない。その実物がある京都大学図書館の検索機能（KULINE）でも見つけられないのである。そもそも、その名は便宜的なもので、実在する資料名ではないから、見つからないのが当然と言えば当然ではある。しかし、そのように単純に言って済ませられない事情がある。なぜなら、「田中清玄」の文字だけで検索しても、この聴取書はヒットしないのである。ならば、田中の調書は調べようがないことになる。そのことから、後進の研究者が調査を諦めるようなことになっては、当該分野の研究全体のためにも好ましいことではない。

この問題は、京都大学図書館の検索システムが「田中清玄」の名のみでもヒットするように工夫してくれれば容易に解決できる問題ではあるのだが、なぜか、田中の名前では聴取書は関連付けがなされていないようであり、非常に残念に思う。

そこで、京都大学図書館の検索でヒットさせるためにはどうすればよいのかを筆者が試行錯誤しながら試してみたところ、田中の聴取書が収録されている資料全体の名称中の文言である「治安維持法違反刑事記録」か「警視庁聴取書」を用いればよいことが分かった。それらの文字を用いれば、京都大学図書館の検索で、「人文研」（人文科学研究所図書館）の蔵書の中に、『警視庁聴取書：治安維持法違反刑事記録（昭和五年）』の「4」として、この資料が確かに存在していることが分かる。検索結果を示す画面では「注記」の中に「田中清玄」の文字も確かに記されている。以上のことは 2019 年 2 月時点で（6 月も）、筆者自身が確認している。ならば、「田中清玄」の文字だけでもこの「聴取書」がヒットするようなシステムの改良を行えば済む話なのだが、残念乍ら筆者

図 2 元資料本体とコピー枚数の関係



には京都大学にシステムを改修させる力はない。

そのため、後の研究者にこの資料を再検証してもらおうとすれば、検索にヒットする文言（資料が収録されている文献単体の名称）を付記しておくのが、今日においては、より親切な書き方であると言える。

当時の筆者は先行研究の表記に習い、便宜的な呼び名だけを用いた。しかし、文献の情報を記す際に、ある文書を収録している資料それ自体についても情報を記すことは普通になされていることなので、当時から、図1に示した収録資料の情報を併記しておけば、今日の検索システムでもヒットするので都合がよかった、と今になって反省している次第である。

以上のことを総合すると、今日の研究環境により適合した田中聴取書の表記方法としては、例えば先の第2回聴取書であれば、「第二回聴取書（田中清玄）」（『治安維持法違反刑事記録（昭和五年）・警視庁聴取書（4）』所収、京都大学人文科学研究所所蔵）のように記すとよいであろう。長くはなるが、収録されている資料単体の資料名称を入れないと検索にヒットしないので止むを得ない。但し、田中の聴取書はすべてこの収録資料によると最初に断れば、それ以降の注記では、収録資料の名称は記さなくて済むので、煩雑なことにはならないであろう。

5. 田中清玄の上申書について

ここで言う田中清玄の上申書というのは、彼が転向した後に出された一審判決の量刑が、転向者に対するものとしては重すぎるとして田中が不服を訴えた内容の文書のことである。控訴の際に出されている。

筆者は、この上申書については、田中の聴取書よりも先に入手できていた。既述の通り、小森の『社会運動・思想関係資料案内』から、田中の「上申書」が日本大学総合図書館にあることが容易に判明していたからである。この時はまだ、「上申書」という情報しか分かっていない

が、これだけの情報を持って慶應義塾大学新図書館・三田情報センターのレファレンスに所蔵調査を依頼した。対応して下さったのは、聴取書の際にも登場した石黒さんである。すると、確かにそこに所蔵されていること、また、複写禁止・閲覧のみ可能な資料であるので、紹介状を持って直接そこへ行って見るしかない、という情報を得た。すぐに慶應義塾大学図書館からの紹介状を書いてもらい、先方から指定された日大関係の建物に行った。

都内であるが、指定された場所は図書館の閲覧室といった雰囲気は全くなく、日大関係の某ビル内のワンフロアの一角に置かれた事務室のような所であった。室内の1つの事務机を指定され、そこで閲覧するように言われ、予めお願いしていた資料1冊が手渡された。コピーは出来ないが、自分で書き写すことは構わないということだったので、ひたすら筆写した。業務をしている職員に囲まれながらの閲覧と筆写である。筆写した分量は大学ノートでほぼ1冊分になった。ノートの末尾に自身で記した日付を見ると昭和61年6月27日に筆写を終えている。

さて、小栗がこのときに見た資料についてであるが、1冊に製本された資料全体に附された資料名は、図3のようになっていて、横書きで示せば『治安維持法違反被告人事件 136 上申書 佐野博（附・田中清玄・風間丈吉）』となる。

この中に、謄写版印刷によるものと思われる手書き文字で記された田中清玄の上申書が入っていた。

その扉部分は、図4のように記されており、これも文章中に資料名を記せば、「上申書 田中清玄」とでも表記することができる。その次の頁にあたる鑑の文書でも「上申書」と記されている（この部分に「昭和九年九月二十二日」の日付がある）。しかしながら、その先にある本文の扉部分（図5）及び、目次に相当する「内容索引」と本文の冒頭では、すべて『控訴理由に就て』と記されている。つまり田中清玄が書いたものは、「控訴理由に就て」という題の「上申書」なのである。

従って、この文書を示す資料名としては、田中清玄「上申書」でも、或は「田中清玄上申書」や「上申書 田中清玄」、「田中清玄上申書・控訴理由に就て」、田中清玄「控訴理由に就て」等、幾つかの表記方法が可能である。全ての情報を含んでいるという意味で、よ

図3

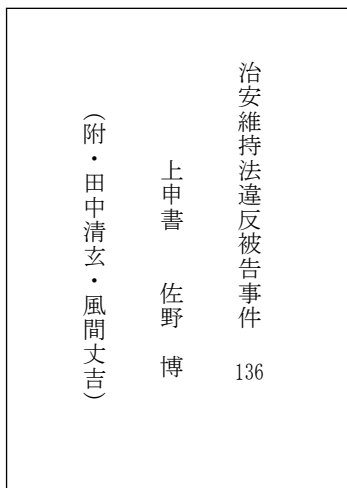


図4

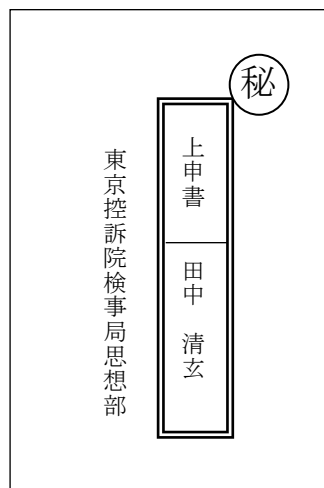
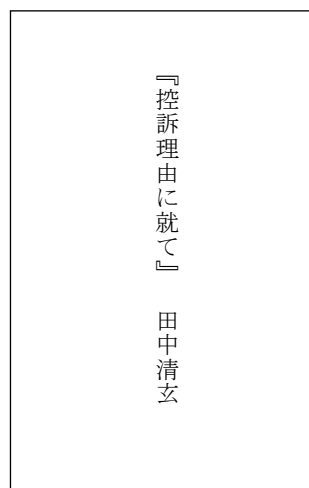


図5



り適切と考え、本稿では、「田中清玄上申書・控訴理由に就て」と記すことにしよう。

なお、この文書についても、1冊にまとめられた資料の中の一部を構成するものであるから、資料名に付す括弧は一重括弧でなければならない。また、所在の確認に困らぬよう、それが収められている単体の資料名を付記する必要もある。更に、田中がこの文書を書いた日付と資料の所蔵場所も示しておく方が望ましいであろう。

すると、田中の上申書を正確に記す際は、「田中清玄上申書・控訴理由に就て」（昭和9年9月22日、『治安維持法違反被告事件 136 上申書 佐野博（附・田中清玄・風間丈吉）』所収、日本大学総合図書館宮城文庫所蔵）とするのが最も正確な表記法ということになる。これも長いものとなるが、初出時に一度示せば、あとは略記できるので、煩雑にはならないはずである。

ところで、今日の日本大学では「総合図書館」の名称の機関は存在しないようである。各学部別の図書館だけが存在しているようである。しかし、それらの図書館のすべてを横断的に検索できる機能を用いて調べたところ、不思議なことに田中の上申書はおろか、それが収められている単体の資料名である『治安維持法違反被告事件』についても所蔵を確認することができない。いや、それどころか、宮城文庫、宮城実文庫そのものについても、その存在を確認できないのである。筆者が調査をした30年程前には確実に存在した資料、文庫が、いまは無くなってしまったか、どこかに移転したのであるか。田中清玄の研究から筆者が手を引いて既に相当の年月が過ぎており、田中清玄及び戦前の日本共産党に関する最新の研究動向や宮城文庫のその後の経緯には疎くなっているので、残念ながら筆者には詳しい事情が分からない。

ただ、これに関連することとして、小林杜人『「転向期」のひとびと』（遊上孝一編、1987年9月30日、新時代社）に次のような記述があることを最近になって知った。すなわち、かつて宮城文庫にあった調書類のうち数人分の資料が抜き取られていることが判明し、以後、宮城文庫では資料の一般公開を禁止した、というのである（112頁）。禁止されたのが、筆者が田中の上申書を見た後のことであれば、今日、それが見当たらないことの説明ができるが、この本の著者である小林は1984年に亡くなっている（同書奥付の略歴参照）。小林の遺稿をまとめて出版されたのが本書であるから、宮城文庫の一般公開禁止の記述も小林が亡くなる前の話である。既述の通り、筆者が田中の上申書を見たのは、昭和61年（1986年）であるから、小林が原稿を書いた時期よりも後のことである。つまり、既に一般公開が禁止された後に、筆者は宮城文庫の資料を見たことになる。これはどういうことなのであろうか。当時の筆者は学部4年生で、一介の学生に過ぎないが、事前に慶應義塾大学図書館から確認の電話をしてもらい、先方の許可を得た上で、なおかつ慶應義塾

大学図書館の紹介状を持参しての閲覧であるから、「一般」公開ではなく、特別な扱いをしてもらったことになるのであろう。実に有り難いことであった訳だが、そのことを今頃になって知るといっても奇遇なことで、不思議な感慨を覚える。しかしこれは、本筋とは関係のない個人的な感想に過ぎない。知りたいことは、なぜ宮城文庫の存在が確認できないのかということである。

少なくとも筆者の閲覧事実が証明するように、一般公開が禁止になった後でも、研究者は宮城文庫の資料を見ることが出来ていたので、今日において宮城文庫と、そこにあった資料が見当たらないことは、小林の本からは説明がつかない。そこで筆者は、『日本大学百年史』全5巻⁽³⁾も調べてみたが、何も手掛かりは見つからなかった。また、WEB上の情報をどれだけ調べてみても、結果は同様であった。そのため、この点は不明なままであると記すしかない。この分野の研究から撤退している今の筆者にとっては、この問題は放擲したままでもよい事柄であるが、もし今日において「田中清玄上申書・控訴理由に就て」や、宮城文庫にあった他の治安維持法違反事件関係者の未公開資料を読みたいと考える研究者がいたとしたら、どこに行けば良いのだろうか。最悪のことを想像すると甚だ遺憾に思う。（2019年4月22日脱稿・提出、審査後同年6月20日修正稿提出・受理）

(1) 後藤美緒「現実と空想のあいだ ―国際ロビイスト田中清玄と転向経験―」（筑波大学社会学研究室『社会学ジャーナル』第41号、2016年3月31日、所収）40頁に、「小栗は戦前の活動を共産主義運動と清玄の相互作用に着目して、本人や関係者のインタビュー、予審調書、論考を丹念に収集して論じた。活動経歴を時系列的に整理し、清玄の活動指針が革命の英雄に憧憬したという個人的内面的動機に突き動かされたものであり、社会体制への矛盾に苦しめられたことではないことを指摘した。現状の分析不足や自己への過剰な自信が清玄にはあり、それが1930年代の共産党と一致したがゆえに、過激な活動になったと論じる（小栗 1989）。」と記されている。「（小栗 1989）」と記された文献は、小栗勝也「武装共産党と田中清玄」（中村勝範編『近代日本政治の諸相 ―時代による展開と考察』慶応通信、1989年）を指す。

(2) 例えば、山内祥史氏は『太宰治研究 14』（和泉書院、2006年6月）の「編集後記」（233頁）の中で、次のように記していた。「一〇年ほど前になろうか、「日本共産党中央委員^(マ) 田中清玄聴書」という標題の、B4版一四二枚に記録された警察による「奥山、森脇、佐々木、広瀬、赤松、山岡、大塩、神田事 無職 田中清玄」からの「聴取書」を入手した。昭和五年に記載された文書の当時の謄本で、半ば消えかかっている。まだ確認をしていないが、もし未紹介のものであった時、機会があれば翻刻したいと思う。」ここでは142枚の記録とあるが、手元にある文書そのものが142枚なのか、142枚分の聴取書をコピーしたもののなか曖昧なままである。また、ここにある「標題」というのは何を指すのか筆者には不明であるが（筆者の持っている聴取書のコピーには、このような文字はどこにもな

い)、その「標題」において、本来は聴取書であるべきところが何故か「聴書」になっている。山内氏の誤記なのであろうか。なお、「翻刻」は筆者も期待する所であるが、今のところ実現はされていないようである。

なお、大須賀瑞夫『評伝田中清玄』（勉誠出版、2017年2月）には、田中の死後に自宅書齋から聴取書が見つかり、それが「B4版サイズで合計一四三枚にのぼる」こと、本人の署名や拇印がないことから原本ではないこと、が記されている。ここでは143枚とあるから、筆者が持っているコピーと同じ枚数である。

(3) いずれも日本大学百年史編纂委員会編、日本大学発行だが、巻により発行年月日のみが異なる。第1巻は平成9年3月31日、第2巻は平成12年2月29日、第3巻は平成14年3月31日、第4巻は平成16年2月1日、第5巻が平成18年10月4日の発行である。このうち、第2巻504頁に、大審院判事から日本大学の教員になった宮城実が蔵書や裁判記録が日本大学に寄贈されたことが記されているが、その後、その「宮城文庫」がどのようなになったかについては、何も記されていない。なお「総合図書館」が東京神田三崎町の「日本大学会館」（昭和57年6月落成）に移転したことが、第3巻909頁に記載されている。筆者自身の手許には記録が残っておらず、筆者の記憶も曖昧なため、筆者が訪れた場所について本稿の本文中では都内の関係ビル内としか書けなかったが、恐らく、この「日本大学会館」で間違いないと思われる。